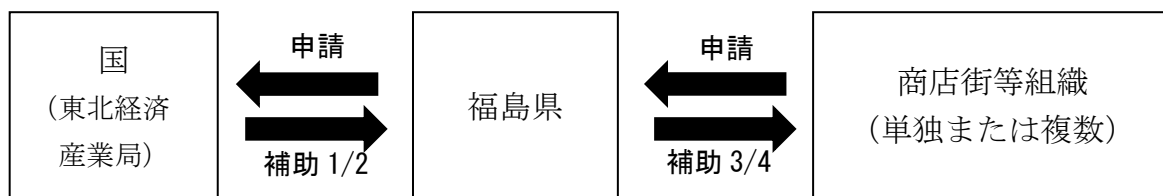


I 事業目的

本事業は、令和元年台風第19号による災害によって被害を受けた福島県内の商店街等において、商店街等組織が行う復旧事業の経費の一部を補助することにより、商店街等の復旧を促進し、地域の商機能、コミュニティ機能を回復させることを目的とします。

II 事業スキーム



※商店街等及び商店街等組織とは、それぞれ以下に該当するものをいいます。

III 事業内容

1. 補助対象者

(1) 補助対象者

令和元年台風第19号による災害によって被害を受けた福島県内の商店街等組織。

【商店街等とは】

商店街、その他商業の集積（共同店舗、テナントビル等（※1）、温泉街・飲食店街等（※2）を含む）、または問屋街・市場等（※3）

【商店街等組織とは】

- (1) 商店街等を構成する団体のうち、商店街振興組合、事業協同組合等の法人格を有する商店街等組織。
- (2) 商店街等を構成する団体のうち、法人化されていない任意の商店街等組織であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる者。
- (3) 上記(1)(2)に類する組織。

※1：共同店舗、テナントビル等については、小売業・サービス業等を営む者の店舗等が主体となっているものであって、構成する店舗の多くが中小企業者であることが必要です。

※2：温泉街・飲食店街等については、小売業・サービス業等を営む者の店舗等が主体となって街区を形成しているものであって、構成する店舗の多くが中小企業者であることが必要です。

※3：問屋街、市場等については、構成する店舗の多くが中小企業者であり、不特定多数の一般消費者を対象として事業を行い、開場時間が極めて限定的でないことが明らかとなっていることが必要です。

(2) 補助対象者の要件

次のいずれの要件も満たしている必要があります。

- ① 日本に拠点を有していること。
- ② 本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③ 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること（任意団体の場合は、原則、交付申請時において、設立（結成）後1年以上を経過していること）。
- ④ 経済産業省からの補助金交付等停止措置または指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ⑤ 商店街等が、以下の(ア)～(ウ)のいずれにも該当し、令和元年台風第19号による災害の影響により、アーケード、共同施設、街路灯等が損壊もしくは滅失または継続して使用することが困難になったもののうち、商店街等の商機能、コミュニティ機能に不可欠な施設及び設備の復旧のために必要と認められること。

(ア) 地域住民の生活利便や消費者の買い物の際の利便を向上させ、地域の人々の交流を促進する社会的機能を有するものであること。

(イ) 当該商店街等が属する商圈内における人口規模、商業量を勘案し、当該地域において中心的な商機能を果たす蓋然性が高いと認められること。

(ウ) 今後の当該地方公共団体におけるまちづくり施策において、商業集積を維持・管理する蓋然性が高いと認められること。

2. 補助事業の実施場所

原則、商店街等区域内（共同店舗・テナントビル等はその施設内）とします。

3. 補助対象事業

令和元年台風第19号による災害によって被害を受けた福島県内の商店街等における、商店街等組織が行う復旧事業を促進し、地域の商機能、コミュニティ機能を回復させることを目的として実施するもので、アーケード、共同施設、街路灯等の撤去・改修・建て替え等の事業。

（令和元年台風第19号の影響により損壊、滅失、継続して使用することが困難になった上記施設や設備等のうち、その復旧が地域の商業機能、コミュニティ機能に不

可欠なものと同認められる場合が対象となります。)

4. 補助対象経費

以下の経費のうち、補助事業を実施するために必要な経費であって、適正かつ効率的に計上されているものが対象となります。

また、計上された経費の妥当性を確認するため、見積書等の提出が必要になります。

- ・アーケード、共同店舗、地域交流施設、街路灯、防犯カメラ、路面舗装、駐車場、イベント広場、その他商店街等の機能を高める施設・設備に係る復旧費
- ・商店街等への来街を妨害するような障害物の除去費

※交付決定前着工（令和元年10月11日（金）以降で、交付決定の前に行われた事業）に要する経費についても、写真や書類等による確認が可能で、適正と認められる場合は、補助金の交付の対象となります。

※補助対象経費には、資材・工事費、設備の調達や移転設置費、取り壊し・撤去費、整地・排土費を含みます。

※復旧を行う施設・設備に対して保険金等が支払われる場合は、当該保険金等を差し引いた金額が、補助金の交付の対象となります。

〈補助対象外となる経費〉

- ・補助対象経費に係る消費税等【原則】
- ・仮設（一時的・暫定的な利用）に要する経費
- ・間接経費（手数料、保険料、通信費、印紙代、雑費などの事務費）
- ・個店や組織化されていない有志の団体の施設・設備等の改修費等
- ・施設整備に係る設計費、測量試験費
- ・補助金交付申請書を作るための費用
- ・事業に関係のない経費、補助対象経費として記載している項目以外の経費
- ・上記の他、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

5. 補助率

補助率：補助対象経費の3/4以内

6. 補助事業実施時期

交付決定日から令和3年3月19日（金）までとなります。

IV 交付申請手続き

1. 交付申請書類及び添付資料

- (1) 商店街災害復旧等事業費補助金交付申請書(交付要綱 別記第1号様式) 【必須】
- (2) 補助事業計画書(交付要綱 別記第1号様式 別紙1) 【必須】
- (3) 暴力団排除に関する誓約書(交付要綱 別記第1号様式 別紙2) 【必須】
- (4) 地方公共団体からの支援表明書(交付要綱 別記第1号様式 別紙3) 【必須】
 - ・補助事業を行う商店街組織の役割・重要性 【必須】
 - ・今回の復旧事業に対する市町村の支援内容 【必須】
 - ・今回の復旧事業に対する意見等 【任意】
- (5) 受領(見込み)保険金等に関する誓約書(交付要綱 別記第1号様式 別紙4) 【必須】

～ 以上、正本1部、副本1部を提出してください ～

(6) その他添付資料

- 工事施工に係る実施設計書の写し 【必須】
- 決算書類(原則、直近2期) 【必須】
- 定款等の写し及び登記事項証明書 【必須】
- 県税の未納がない証明 【必須】
- 被災を証する書類 【必須】
 - 原則、罹災証明書(被災証明書)の提出が必要になります。
 - ただし、取得が困難な場合、写真等での代替も可能です。
- 被災前の状況を証する書類 【必須】
 - ・固定資産課税台帳、償却資産課税台帳、建築物定期報告書、減価償却計算書(税務申告書)、不動産登記簿謄本、減価償却台帳、工事請負契約書、売買契約書、建築確認申請書、またはこれらの書類と同程度の証明が可能な書類及び図面等。
 - (上記の全てを必要とはしませんが、被災施設や設備等の規模・構造、所有状況、利用状況等の証明ができるものとしてください。)
- 災害復旧費に係る書類 【必須】
 - (交付申請後に災害復旧事業に着手する場合)
 - ・2者以上から徴収した見積書の写し
 - ・見積書について一式計上する場合は、積算数量計算書の写し
 - ・仕様書の写し
 - (交付申請前に災害復旧事業に着手している場合)
 - ・災害復旧事業に着手した際の見積書の写し
 - ・災害復旧事業に係る請負契約書の写し
 - ・災害復旧事業に係る支払関係資料

・災害復旧事業が終了しているときは工事等完了届及び工事等完了写真
(共通の添付書類)

・災害復旧対象設備の仕様等が分かるカタログや取扱説明書等

・災害復旧工事に係る図面（見積書等と整合するもの）

○商店街等街区図（事業実施場所を図示したもの） **【必須】**

○その他実施予定の事業を具体的に説明できる資料等 **【任意】**

○その他知事が必要と認める書類

～ 以上、各2部提出してください ～

(提出にあたっての留意事項)

- ① 提出書類チェックシートにより交付申請書類等の必要書類を確認の上、交付申請書類等と提出書類チェックシートをあわせて提出してください。
交付申請書類等に不備があると受付できない場合がありますのでご注意ください。
- ② 交付申請書類及び添付書類は返却しません。
- ③ 提出する用紙は、日本工業規格に定めるA列4番片面印刷（縦）で統一しそれぞれ必要部数を提出してください。
- ④ 上記以外にも必要な書類の提出を求めることがあります。
- ⑤ 令和元年台風第19号による災害によって甚大な被害を受けたため、添付できない書類がある場合には、添付できない旨の理由書を提出してください。
- ⑥ 申請書類には、必ず書類ごとに通しのページ番号を記入してください。
(手書きで差し支えありません。)

2. 公募期間

令和2年4月1日（水）～令和2年4月15日（水）※当日消印有効

※受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分までです。

(土日、祝祭日は受け付けておりません。)

3. 交付申請書類等の提出先及び問い合わせ先

交付申請書類等は、福島県庁へ持参または郵送で提出してください。

交付申請書類等の提出先及び問い合わせ先は、下記のとおりです。

(申請書類等の提出先及び問い合わせ先)

福島県庁 商工労働部 商業まちづくり課

所在地：〒960-8670 福島市杉妻町2番16号

電話：024-521-7299 FAX：024-521-8886

なお、本事業についての問い合わせは、中小企業庁経営支援部商業課、東北経済産業局においても受け付けております。

中小企業庁 経営支援部商業課
所在地：〒100-8912 東京都千代田区霞が関1-3-1
電話：03-3501-1929

東北経済産業局 産業部 商業・流通サービス産業課
所在地：〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟
電話：022-221-4914

4. 審査

提出された書類に基づいて、被災した施設・設備等の確認を行い、補助の対象として適正と認められた復旧事業に対して補助金が交付されます。

審査は原則として書面審査により行うものとしますが、必要に応じて現地調査等を行います。

※提出書類については、記載漏れ等がないよう十分に注意してください。

5. 交付決定の通知・公表

審査結果については、後日、福島県から交付申請者あてに通知するとともに、福島県ホームページ及び経済産業省ホームページで公表します。公表は4月下旬を予定しています。

交付決定の通知がされた後に事業開始となります。(交付決定前着工を申請された場合を除き、交付決定を受ける前に事業を開始(契約や発注)した場合、その費用については補助対象外となりますので、ご注意ください。)

V その他

本補助金を受け事業を実施するに当たっては、以下に記載した事項のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、福島県補助金等の交付等に関する規則及び商店街災害復旧等事業費補助金(商店街復旧事業)交付要綱の規定を遵守していただくこととなりますので、ご注意ください。

- (1) 補助事業者は、交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分または内容を変更しようとする場合、もしくは補助事業を中止または廃止しようとする場合は、事前に承認を受けなければなりません。
- (2) 補助事業者は、福島県の求めがあった場合には、補助事業の遂行及び収支状況等について報告しなければなりません。
- (3) 補助事業者は、補助事業を完了した場合、または会計年度終了後、実績報告書を提出しなければなりません。
- (4) 補助事業者は、補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間は保存しなければなりません。
- (5) 補助金の支払いは、原則、補助事業完了後30日を経過した日、または令和3年3月19日（金）のいずれか早い日までに実績報告書の提出を受け、補助金の額の確定をした後の精算払いとなります。（年度途中でも事業が完了している場合は所定の手続きにより支払われます。）
また、特に必要と認められる場合、年度途中での事業の進捗状況、経費（支払い行為）の発生を確認し、所定の手続きを経た上で、当該部分に係る補助金が概算払いされることもあります。
- (6) 補助金の支払額は、補助対象経費のうち交付決定額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もありますのでご注意ください。また、補助事業の完了予定日までに支出を完了することができないことが明らかになった場合には、速やかに福島県に相談してください。なお、交付決定前着工を申請された場合を除き、交付決定日以前に発注した経費（発注を含む）は対象となりません。
- (7) 交付申請書の補助金申請額算定段階において、消費税及び地方消費税額（以下「消費税等」という。）は補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出してください。
- (8) 補助事業者について、反社会的勢力との関係が判明した場合、交付決定を取り消すことがあります。